

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は5月21日、ガボンのリーブルビルにおいて第16回の会合を開催、以下のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1981年5月21日、ガボン共和国リーブルビルにおいて、アラン・Jマッケカン・カナダ副首相兼大蔵大臣を議長として、第16回会合を開催した。本会合にはジャック・ドラロジュールIMF専務理事が参加したほか、オブザーバーとして、G・D・アルセニス UNCTAD 通貨・金融・開発部長、ダビッド・イバルラムニョス開発委員会議長、ピエール・ラングタン・スイス中央銀行副総裁、エミール・ヴァン・レネップOECD事務総長、M・G・マチュール GATT 副事務局長、ロバート・S・マクナマラ世銀総裁、フランシス・ザビエル・オルトリEC委員会副委員長、ジャン・リペール国連国際経済社会問題担当事務局次長、サイラス・ササンポールOPEC国際通貨金融部長およびG・シュライミinger BIS総支配人が出席した。

2. 委員会は、世界経済見通しと多くの国が現在直面している困難な状況に適した政策について討議した。委員会での関心はいくつかの大きな問題分野に集中した。すなわち、世界的なインフレ、失業の増大、生産と世界貿易の低成長、高金利と金利変動、こうした金利変動と連動した主要工業国の為替相場の変動、さらに、とりわけ非産油開発途上国における大幅な国際収支不均衡の問題等である。

しかしながら、世界経済全体を見渡した場合にはいくつかの明るい局面もみられる。民間市場を通じてこれまでのところオイルマネーの還流は順調に行われている。第2次エネルギー価格上昇に対する調整は第1次上昇時と比べ、良好に進められてきた。従来のような経済成長と石油消費の緊密な関係は断ち切られはじめてきている。主要工業国は通貨総量をより適切にコントロールしてきている。賃金の上昇は1973~74年直後よりも抑制されてきている。こうしたプラスの面は、バランスのとれた評価をするという意では確かに重要であるが、前述した問題点を考えあわせると現在の世界経済の姿は決して満足すべきものではないと考える。

委員会としては、インフレに対する戦いに引き続き最優先の順位を与えるべきとの考え方を再確認した。インフレないしインフレ期待を抑制することは、金利の低下、民間投資の浮揚、さらにはより高い経済成長を実現するための必要条件であると考えた。同時に現在ならびに将来の実質生産増加率、またそれと関連する失業と遊休生産能力の水準にも関心を表明した。委員会は、名目需要の拡大を抑制することを目的とした金融・財政政策が、投資環境および経済効率を改善するための適切な供給サイドの政策により補強されるべきことを勧告した。また、生産性の上昇、所得増加の鈍化、需要構造により適合した供給が、インフレを弱め、相対価格の安定を伴ったより高い成長の基盤を固めるうえで寄与しうるとの認識ももった。

委員会は、高インフレ、大幅な国際収支不均衡、金利の乱高下、さらには主要金融市場における大幅な金利較差といった点に起因する1980年後半から1981年入り後これまでの間における主要国通貨間の為替相場の変動規模・速さに関心を示した。また委員会は、マネーサプライ増加の量的目標値は主要国経済における反インフレ政策の基本的要素であり、今後も目標値を維持するべきであると考えた。同時に財政、金融およびその他の政策を適切にミックスしていくことの必要性も強調された。政府支出の抑制、財政赤字幅の縮小は、金融市場への圧力を和らげ金融政策に課された負担を軽減するものであろう。

委員会は、今後数年間にわたり多くの非産油開発途上国において続くと思われる大幅な経常収支赤字に不安を抱くとともに、こうした赤字を持続的にファイナンスしうる水準まで縮小するために適切な調整政策がとられる必要があることに留意した。同時に委員会は、とりわけ対外債務や返済コストの増加の観点から、援助、貸付可能なすべての国による開発途上国、特に低所得国への援助および非商業ベース貸付の拡大の必要性を強調した。

委員会のもう一つの関心は、保護主義を求める国内的圧力についてであった。保護主義の台頭を絶えず警戒することが肝要であると考えられた。さらに委員会はすべての国の間における開放的な貿易および支払の体制を維持していくことが、先進国、開発途上国双方の繁栄のためにも重要であることを強調した。差別されることなく金融市場で資金調達ができることが肝要であり、これが維持されるべきである。

3. 委員会は、昨年9月の会合以来の重要な進展により、IMFが加盟国の調整過程の円滑化のためにより強力な金融的支援を行うことが可能となった点に留意し、

満足した。委員会は、それらの進展の中でも特に、第7次増資とサウジアラビアの最近の特別増資の発効、加盟国に対する拡大融資政策(Policy on Enlarged Access to the Fund's Resources)の発効、かかる拡大融資政策の原資調達のための各種取極め、および穀物輸入コストの上昇により困難に陥った加盟国に対する資金援助の新政策に留意した。

4. 委員会のメンバーは、かかる進展により国際収支困難に直面している加盟国が従来を大きく上回る資金援助を受けることが今や可能となったことに留意した。より具体的には、自国の国際収支問題の改善に多大の努力をしている加盟国は、輸出所得変動補償融資制度や緩衝在庫融資制度のようなIMFによる貸付条件のゆるい融資制度に基づき利用しうる資金以外に、3年間にわたり増資後のクォータの450%まで基金から引出すことができることとなっている。これと関連して、IMFが加盟国との間でますます多くの金融取極めを発効させ、多額の資金を貸付約定し、さらにその約定資金の相当部分が強力な調整政策の支援のために用いられつつあるという事実にも注意が払われた。

委員会は、拡大融資政策に関連して効果的な調整政策がこのように大きく強調されていることを支持した。

5. 委員会は、現在の状況下で加盟国に対する拡大融資政策のファイナンスのためにIMFが過去に採ったあるいは現在採りつつある措置に留意した。委員会は、拡大融資政策を発効させることとなった1981年5月7日のサウジアラビア通貨庁(SAMA)とIMFとの間の取極めにより、サウジアラビア当局がその目的のために果たした多大な貢献に対し心から感謝の意を表明した。委員会は、IMFが短期の資金支援を直接もしくは国際決済銀行(BIS)を通じて受けることを可能にした工業国13か国の通貨当局との間の最近の取極めも同様に歓迎した。委員会は、国際収支が堅調な加盟諸国からの追加的な中期借入ならびに他の加盟諸国の通貨当局からの短期借入を実現すべく、現在努力が続けられていることを支持した。委員会は、専務理事と理事会がこれまでに行った成果を賞賛するとともに、昨年9月の委員会コミュニケに沿ってIMFの貸付約定と利用可能資金との間の適正なバランスを確保するために採られつつある措置を歓迎した。

6. 委員会は、現在の情勢下においてIMFが借入に依存することの必要性を認識するとともに、IMFがその活動資金調達の基本的財源として、加盟国のクォータに基づく出資金に引続き依存すべきであるとの見解を再度表明した。従って、委員会は、理事会がクォータの算定

基準の検討を含めクォータの第8次一般見直しの準備作業を始めたことに留意し、満足するとともに、かかる見直しは、個々の加盟国の世界経済に占める地位の変遷をクォータに反映させる機会となるであろうとの了解を想起した。委員会は、世界経済情勢およびIMFの流動性ポジションを考慮に入れつつ理事会がしかるべき時期に適切な勧告を行いうるよう、その検討活動を強化するよう要請した。

7. 委員会は、IMFが穀物の凶作や世界的な価格上昇により穀物輸入コストの一時的上昇を経験している加盟国に対して、国際収支支援を行うことを可能にする決定を、最近理事会が採択したことを歓迎した。この新たな決定は、穀物輸入コストの増大に係わる資金援助とIMFの輸出所得変動補償融資制度における輸出落込みに係わる資金援助とを統合したものである。このような統合政策のもとで、対象となる加盟国は、穀物輸入コストの増大を補完するためにクォータの100%まで、輸出収入の落込みを補完するために同じくクォータの100%まで、両者の合計がクォータの125%を超えないとの条件のもとで引出すことが可能になった。委員会のメンバーは、この新決定に基づく資金援助が特に低所得国の利益となることに留意するとともに、新政策を創案した専務理事および理事会の努力に対して感謝の意を表明した。

8. 委員会は、低所得国の補完的融資制度に基づくIMF資金利用コストの軽減のために、利子補給勘定が設立されたこと、および信託基金貸付の返済代わり金の一部を同勘定へしかるべき時期に移転するために理事会が取極めを行ったことを歓迎した。利子補給金の支払い実行が近々始まると期待されることに留意し、満足した。委員会は、当勘定に自発的拠出に行いうるポジションにある国から拠出を受けるため専務理事が行っている努力を支持した。委員会は、拠出をすでにに行い、もしくはその約束をした国々に感謝の意を表明した。またホスト国(ガボン共和国)が本委員会会期中に同勘定への拠出を発表したことに対しても同様に感謝の意を表明した。同時に委員会はそれ以外の国々に対しても重ねて拠出を要請した。

9. 委員会は、SDRの国際的準備資産としての魅力を高め、かつSDRの民間金融取引における計算単位としての利用を促進するよういくつかの重要な施策が昨年9月の会合以来IMFによって採られてきたことに留意した。かかる施策には、SDRの簡素化、復元義務の廃止およびSDR金利の関連市場金利(5か国短期市場金利の加重平均)比100%への引上げが含まれる。

10. 委員会のメンバーは、1982年1月1日より始まる予

定の次の、すなわち第4基本期間におけるSDRの配分問題を検討した。委員会のメンバーは、本問題についてIMF協定の規定に基づきSDRの準備資産としての役割強化の重要性や国際流動性の過度の増加防止の必要性の観点から議論を行った。多数のメンバーは、第4基本期間における配分の継続を支持し、この問題に関して合意が得られるようにあらゆる努力がなされるべきとの見解を表明した。その他のメンバーは、近い将来の配分に関してIMF協定に規定されている原則に基づく何ものも確立されていないとの見解であった。

委員会は、理事会に対し、参加国の支持が得られるような提案を専務理事ができるだけ速やかに総務会に提出することができるように、本問題の検討を継続することを要請した。

11. 委員会は、理事会が委員会の要請に応じてSDRの配分と開発資金援助とのリンクの可能性についての討議を行ったことに留意した。委員会は、かかるリンクの形態だけでなくその妥当性に関しても依然大きな意見の相違が存在することを認識しつつも、現行制度下におけるSDR本来の役割に関連してかかる問題の検討を継続するよう理事会に対し要請することに合意した。

12. 委員会は、ガボン政府およびガボン国民の歓待と本委員会のための素晴らしい準備とに対し厚い感謝の意を表明した。委員会は、次回会合を1981年9月26～27日、ワシントンで開催することに合意するとともに、1982年春の会合のヘルシンキ開催を希望するフィンランド政府の招待を喜んで受諾した。

◇第60回 OPEC 総会、原油価格の年内凍結を決定

OPEC(石油輸出国機構)は5月25、26日、ジュネーブ(スイス)で第60回総会を開催した。今次総会は石油需給の緩和を映じてスポット価格が統落する状況のもとで開催され、サウジアラビアは他の諸国の原油価格を引下げる形での価格統一を主張した。これに対し、その他の加盟12か国は現行価格の凍結と協調減産による需給均衡の回復が先決と強調して意見が対立したが、結局次のような合意をみた。

- (1) 原油市場の現状に照らして、本年末までは、各国の原油価格決定の基礎となる「みなし基準原油価格」を36ドル/バレル、OPEC原油価格の上限を41ドル/バレルにそれぞれ凍結する。
- (2) 大多数の加盟国は原油生産を6月1日から最低10%削減する。
- (3) ヤマニ・サウジアラビア石油相を委員長とする長期戦略委員会に対し、速やかにOPEC長期戦略の検討

を行い報告書を総会へ提出するよう委託する。

(4) OPECの新事務局長にガボンのヌグエマ氏(エルフ・ガボン副社長)を81年7月1日から2年間の任期をもって任命する(前任はオルティス氏<エクアドル>)。

(5) 次期定例総会を81年12月10日、アブダビ(アラブ首長国連邦)で開催する。

なお、このうち協調減産はOPEC総会史上初めて公式に合意されたが、「イラン・イラク両国には例外的に戦争前の水準に戻すことを認めただけ、サウジアラビアに対しては独自の意思決定にゆだねた」(スプロト・OPEC総会議長)との発言からみて、これら3か国を除く10か国で実施される模様。

◇OECD等国際機関、対トルコ融資を決定

OECD(経済協力開発機構)およびEC(欧州共同体)は、5月中、以下の対トルコ融資を決定した。

(1) OECD

OECDの対トルコ特別援助誓約参加国(日本を含む17か国、加えてECが加盟各国から独立した資格で参加)は5月7日、本年の対トルコ融資総額を約940百万ドルとする旨合意に達した(79年<初回>約962百万ドル、80年約1,161百万ドル、54年8月号および55年5月号「要録」参照)(注)。

(注) 本融資は、参加各国政府が個別に自国通貨建てで行うため、ドル建総額は合意当時の為替レートによる概算。

なお、ECは82年まで独自の対トルコ援助(注2参照)を行うため今次特別融資には不参加、また、オーストリア、スイス、オーストラリア、スウェーデン、フィンランドの5か国については今次融資参加は未定。

(2) EC

EC外相理事会は5月19日、昨年7月に締結されたEC・トルコ連合協定に基づき、トルコ経済再建のため、本年11月1日以降5年間に総額約600百万ECUの融資(第4回目)(注)を行う旨合意に達し、細目に関する交渉権限をEC委員会にゆだねた。

(注) 総額600百万ECUのうち、225百万ECUは欧州投資銀行(EIB)からの通常融資、325百万ECUはEC予算からの特別融資(期間40年<据置き10年>、年利1%)の形態をとり、残る50百万ECUは、EC・トルコの経済協力強化に資するプロジェクトを対象にEC予算から無償で支出する旨、昨年7月1日に原則合意。

なお、前3回の融資規模は以下のとおり。

第1回(64年12月以降5年間)	175百万UC
第2回(73年1月～76年5月)	220百万UC
第3回(79年5月～81年10月)	310百万UC

米州諸国

欧州諸国

◇米国財務省、貯蓄国債の金利引上げ等を発表

米国財務省は他の貯蓄手段の利回りが上昇している状況にかんがみ、各種貯蓄国債の金利を各1.0%ポイント引上げ、5月1日より実施する旨を発表した。今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 貯蓄国債E Eシリーズ(割引債)の金利引上げ等

本年5月1日以降発行される上記国債の金利を、8%から9%(満期まで保有した場合)に上げるとともに、期間を9年から8年に短縮。

(2) 同H Hシリーズ(利付債)の金利引上げ

5月1日以降発行される上記国債の金利を7.5%から8.5%に上げる(期間10年是不変)。

(3) 既発の貯蓄国債の金利引上げ

既発の貯蓄国債(現在発行が停止されているE、H各シリーズならびに上記E E、H H各シリーズ<ただし本年5月~10月に満期償還となる1941年5月~同年10月の間に発行されたEシリーズを除く>)の金利も5月1日以降に始まる利息期間から各1%ポイント引上げる。

貯蓄国債の金利については、財務長官が大統領の承認を得て6ヵ月ごとに最大限1%ポイントの金利引上げを行うことが法律(HR7478、1980年9月成立)により認められており、本措置はこれに基づく第2回目の引上げ(第1回目は昨年11月1日<55年11月号「要録」参照>)。

◇連邦準備制度理事会、米銀海外支店に対するレギュレーションDおよびQの適用を決定

連邦準備制度理事会は、米銀の海外支店に預入されている1口10万ドル未満の預金に対してレギュレーションD(支払準備制度)およびレギュレーションQ(預金金利規制)の適用を、5月14日以降から新たに実施する旨を発表した。

本措置につき、同理事会では「海外支店勘定を通じた資金移動によって、諸規制(レギュレーションQおよびD)および金融政策のしりぬげが発生している状況に対処したもの」とコメントするとともに、「海外支店を持つ銀行と持たない銀行の不公平是正を図ることができるほか、小口預金を対象とするため米銀海外支店の外銀に対し優位性を失うことにはならない」との見解を述べている。

◇E C農相理事会、1981/82年度の共通農産物価格等を決定

E C農相理事会は、3月31日から4月2日にかけて開催された会合において、1981/82年度(注1)の共通農産物価格、グリーン・レート(注2)、MCM(国境調整金)(注2)比率等を決定した。今次決定の概要は以下のとおり。

(注1) E Cの農業年度は品目別に異なり、また各年度の開始日は必ずしも毎年固定的ではない。

(注2) グリーン・レートおよびMCMについては、51年11月号および54年1月号「要録」参照。なお、グリーン・レートおよびMCM比率は年度中にもしばしば変更される。

(1) 農産物価格引上げ……E C U建共通農産物価格を平均9.5%(前年度同5.0%)引上げる。主要農産物の新旧価格は第1表のとおり。

(2) グリーン・レート調整……3月23日実施のイタリア・リラ切下げ(4月号「要録」参照)等にかんがみ、4月6日以降(注)、上記共通農産物価格を自国通貨建に換算する際用いるグリーン・レートを第2表のとおり変更する。

(注) グリーン・マルクについては、各品目別に新年度入り後新レートを適用。

(3) MCM(montant compensatoire monétaire、国境調

(第1表)

【原則として価格は指標価格<prix indicatif>ベース】

	旧価格 (1980/ 81年度 ECU/ トン	新価格 (1981/ 82年度 ECU/ トン	引上 げ率 (%)	年度初 (実施日)
軟 質 小 麦	214.01	230.55	7.7	8月1日
大 麦	194.32	210.00	8.1	〃
ラ イ 麦	197.31	210.00	6.4	〃
と う も ろ こ し	194.32	210.00	8.1	〃
米	408.16	450.50	10.4	〃
オ リ ー ブ 油	2,479.70	2,727.70	10.0	11月1日
テ ー ブ ル ・ ワ イ ン (最 安 値 品)	2.51	2.72	8.4	12月16日
牛 肉(注)	1,607.60	1,768.40	10.0	4月6日
豚 肉	1,587.21	1,761.80	11.0	11月1日
豆 類	226.60	244.70	8.0	7月1日
油 種 類	386.90	425.60	10.0	〃
砂 糖	432.70	469.50	8.5	〃
牛 乳	222.60	242.60	9.0	4月6日
バ タ ー	2,916.00	3,178.40	〃	〃

(注) 引上げ幅10.0%のうち、4月6日実施分は7.5%(12月7日に残る2.5%を追加引上げ)。

(第2表)

通貨	旧レート (A)	新レート (B)	変更率 (A)/(B)、%
英ポンド	1 ￡. = 1.616410 ECU 1 ECU = 0.618655 ￡.	同 左	変更なし
西ドイツ・マルク	牛乳・1 D. M. = 0.359376 ECU 乳製品 1 ECU = 2.78260 D. M.	牛乳・1 D. M. = 0.359376 ECU 乳製品 1 ECU = 2.78260 D. M.	変更なし
	種子類 1 D. M. = 0.359272 ECU 1 ECU = 2.78341 D. M.	種子類 1 D. M. = 0.359272 ECU 1 ECU = 2.78341 D. M.	変更なし
	その他 1 D. M. = 0.363405 ECU 1 ECU = 2.75175 D. M.	その他 1 D. M. = 0.376421 ECU 1 ECU = 2.65660 D. M.	3.582
ベルギー・フラン (ルクセンブルグ・フラン)	牛乳・1 B. Fr. = 0.0245541 ECU 乳製品 1 ECU = 40.7264 B. Fr.	1 B. Fr. = 0.0245107 ECU 1 ECU = 40.7985 B. Fr.	- 0.177
	その他 1 B. Fr. = 0.0246797 ECU 1 ECU = 40.5191 B. Fr.		- 0.685
オランダ・ギルダー	牛乳・1 D. Gl. = 0.356099 ECU 乳製品 1 ECU = 2.80821 D. Gl.	1 D. Gl. = 0.355470 ECU 1 ECU = 2.81318 D. Gl.	- 0.177
	その他 1 D. Gl. = 0.357921 ECU 1 ECU = 2.79391 D. Gl.		- 0.685
フランス・フラン	1 F. Fr. = 0.171028 ECU 1 ECU = 5.84700 F. Fr.	1 F. Fr. = 0.166798 ECU 1 ECU = 5.99526 F. Fr.	- 2.473
デンマーク・クローネ	1 D. Kr. = 0.129477 ECU 1 ECU = 7.72336 D. Kr.	1 D. Kr. = 0.126276 ECU 1 ECU = 7.91917 D. Kr.	- 2.473
アイルランド・ポンド	1 Ir. ￡. = 1.516820 ECU 1 ECU = 0.659274 Ir. ￡.	1 Ir. ￡. = 1.45955 ECU 1 ECU = 0.685145 Ir. ￡.	- 3.776
ギリシャ・ドラクマ	1 Dra. = 0.0167455 ECU 1 ECU = 59.7175 Dra.	1 Dra. = 0.0162746 ECU 1 ECU = 61.4454 Dra.	- 2.812
イタリア・リラ	100 Lit. = 0.0863714 ECU 1 ECU = 1,157.79 Lit.	100 Lit. = 0.0814996 ECU 1 ECU = 1,227.00 Lit.	- 5.641

整金)比率調整……上記グリーン・レート変更等を考慮し、4月6日以降、各国のMCM比率を第3表のとおりとする。

(第3表)

(プラスは国営補助、マイナスは国営課徴)

通貨	旧比率(%)	新比率(%)
英ポンド	+14.1	+12.9
西ドイツ・マルク	牛乳・乳製品 +9.8	牛乳・乳製品 +3.2 牛肉 羊肉
	その他 +8.8	その他 +6.5 (注)

ベルギー・フラン (ルクセンブルグ・フラン)	牛乳・乳製品 +2.2	0
オランダ・ギルダー	その他 +1.7	
フランス・フラン		
デンマーク・クローネ		
アイルランド・ポンド		
ギリシャ・ドラクマ		
イタリア・リラ	- 1.7	- 1.0

(注) 新グリーン・レート適用と同時に+3.2%とする予定。

なお、(1)、(2)の措置による加盟各国の自国通貨建共通農産物価格平均引上げ率は以下のとおり。

イタリア	15.5%
アイルランド	13.4%
フランス	12.3%
デンマーク	〃
ギリシャ	〃
ベネルクス三国	10.2%
英 国	9.5%
西ドイツ	4.8%

◇EC委員の一部交替

EC加盟各国政府は5月26日、フランス代表のシェイソン委員(開発援助問題担当、本年初来EC委員として3期目、1月号「要録」参照)がフランスの外務大臣に就任(5月22日、「要録」別項参照)したことを受け、同委員の辞任を認めるとともに、フランス代表委員として新たにピザニ欧州議会議員(Edgard Pisani、元フランス閣僚<農相等>)を任命した。ピザニ新委員は、シェイソン前委員の後を継いで開発援助問題を担当する。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、Ifo、ハンブルク、エッセン、キールの各経済研究所)は、4月13日、恒例の共同経済見通し(通常春、秋の2回)を発表した。主な内容は次のとおり。

- (1) 西ドイツの景気は、個人消費の低迷、設備・住宅投資の減少から引続き後退傾向をたどろうが、年末ごろには先進工業国の景気好転やマルク安による競争力強化に伴い輸出が本格的に回復することを主因に景気は再び上向きに転ずるものと予想される。もっとも81年年間をならしてみると、実質経済成長率は1.5%程度のマイナスとなろう(80年+1.8%)。
- (2) 雇用情勢は年内一杯悪化を続け、改善をみるのは82年以降となろう。雇用者数が81年平均で前年比25万人減少する一方で新規求職者が増加することから、失業者数は年平均で125万人(80年同89万人)となり、失業率も5.3%(80年3.8%)へと上昇しよう。
- (3) 物価面では、マルク相場低下、原油価格上昇、賃金コスト上昇等の影響がなおしばらく続くほか、本年4月1日実施の釵油税・蒸留酒税引上げも響くことから、消費者物価は当分高い伸びが続く見通し。ただ、下期以降は、金融引締めの影響から物価の騰勢はだいに鈍化し、年末には前年比で+4%強まで上昇率が低下しよう(81年平均+5%)。
- (4) 経常収支は、交易条件の改善につれここ数か月のうちに好転しようが、年間赤字幅は前年(291億マルク)

比さほど縮小するまい。

(5) このように西ドイツ経済は極めて困難な状況に直面しているが、これは単にオイル・ショックや世界的リセッションのみに起因するものではなく、同時に経済政策が不適切であったためでもある。

まず金融政策については、ブンデスバンクによる通貨の供給(中央銀行通貨量増加率目標値、81年第4四半期平均の対前年同期比+4~7%)は、潜在成長力に見合ったものとはいえず、同時に最近の対外経済面を重視した高金利政策の継続も加わって、国内景気に無用の負担を強いていると言わざるを得ない(ただし、この点については、Ifo 経済研究所を除く4研究所の見解)。賃金政策面では、81年賃上げ率は、前年をかなり下回る水準に収まったが、それでも現在の経済情勢からすれば過大であり、企業収益はさらに悪化しよう。財政政策面では、短期的な景気対策をとるべきではないが、同時に財政再建を急急に達成しようとするのも誤りである。財政政策に求められているのは、民間活動を促進することであり、そのためには、諸々の投資障害を除去するとともに、減価償却の優遇等により企業のリスクを軽減することが必要である。

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(前年比%、<> 内寄与度)

	80年	81年		
	(実績)	(見通し)	上期	下期
実質GNP	1.8	△1.5	△2.5	△0.5
個人消費	1.5	△0.5	△0.5	△0
政府消費	2.4	1.5	1.0	1.5
固定資本形成	3.7	△4.0	△4.5	△3.5
機械・設備	2.8	△3.5	△3.0	△4.0
建設	4.4	△4.5	△6.0	△3.5
在庫投資	<△0.3>	<△1.1>	<△1.7>	<△0.5>
海外経常余剰	<△0>	<+0.6>	<+0.3>	<+0.9>
輸出	5.5	0	△2.0	2.5
輸入	5.8	△2.0	△3.0	△0.5
個人消費デフレーター	5.4	5.0	5.5	4.5
失業者数(万人)	89	125	n.a.	n.a.

◇フランス、新大統領就任とモーロワ内閣発足

1. フランスでは、ジスカールデスタン大統領(1974年

5月就任、49年6月号「要録」参照)の任期満了に伴い、4月26日(第1回投票)、5月10日(第2回投票)の両日にわたり大統領選挙が実施された(注)。この結果、第1回投票で2位を占めたミッテラン社会党候補(前社会党党首、大統領選出馬3回目)が同1位のジスカルデスタン・フランス民主連合候補(現職)を第2回投票で破り(別表参照)、5月21日、第21代大統領に正式就任した。なお、社会党から大統領が選出されたのは史上2回目(1回目は1947~54年在職のオリオール第16代大統領)、1958年発足の第5共和制下では初めてのことである。

ミッテラン新大統領の略歴

François Mitterrand (64歳)

- 1916年10月16日 フランス中西部シャラント県生まれ
パリ大学法学部・文学部卒業
第2次大戦中は対独レジスタンス運動に参加
- 1946年 フランス中央部ニエーヴル県より国民議会議員に選出される
- 1947~57年 ラマディエ内閣の在郷軍人相を皮切りに、内相、法相等、第4共和制下で11回にわたり閣僚を努める
- 1965年 大統領選に立候補、現職のドゴール候補に破れる
- 1971年 社会党創設と同時に同党第1書記に就任
- 1974年 大統領選に立候補、ジスカルデスタン独立共和派候補に破れる
- 1981年1月 大統領選に立候補するため社会党第1書記を辞任

(注) フランスの大統領選挙(直接選挙、大統領の任期は7年(再選可能)では、第1回投票で過半数を獲得した候補者がいない場合、上位2名により第2回投票を行い、いずれか過半数を獲得したものが大統領となる。

2. ミッテラン新大統領は、5月21日の正式就任と同時に国民議会を解散し、国民議会選挙(6月14・21日実施)までの暫定政権の首班として、社会党のモーロワ氏(国民議会議員、リール市長)を指名した(注)。翌22日、大統領府から閣僚名簿が発表され、モーロワ内閣が発足した。

新内閣の顔振れをみると、全31閣僚ポスト(うち首相1名、國務大臣<副首相格>5名、大臣25名)のうち28ポストを社会党が占めているものの、残る3ポストを中道左派系の2党(急進左翼運動<2ポスト>、民主運動<1ポスト>)に割り振ることにより、中道色を強調したかたちとなっている。

主要閣僚名は以下のとおり(*印は國務大臣)。

首 相	Pierre Mauroy(社会党)
内 務 相*	Gaston Defferre(〃)
計画・国土整備相*	Michel Rocard(〃)
科学技術相*	Jean-Pierre Chevènement(〃)
貿易 相*	Michel Jobert(民主運動)<ボンピドー大統領下の外相>
外 務 相	Claude Cheysson(社会党)<前EC委員>
国防 相	Charles Hernu(〃)
経済財政相	Jacques Delors(〃)<元フランス銀行理事>
経済財政相付 予算担当相	Laurent Fabius(〃)
環境 相	Michel Crépeau(急進左翼運動)

(注) ミッテラン社会党候補当選後、ジスカルデスタン大統領下で78年4月に組成された第3次バール内閣(80年10月に小幡改組、53年5月号および55年10月号「要録」参照)は、5月13日に総辞職した。

フランス大統領選挙の結果：主要候補者の得票率(注)

	第1回投票 (4/26)	第2回投票 (5/10)
	投票率	同 左
	81.08%	85.86%
フランソワ・ミッテラン (社会党)	25.84%	51.75%
ヴァレリー・ジスカル デスタン (フランス民主連合)	28.31	48.24
ジャック・シラク (共和国連合)	17.99	—
ピエール・マルシェ (共産党)	15.34	—

(注) 得票数/有効投票数、小数点第3位以下切捨て。

◇フランス銀行・フランス政府、一連のフラン防衛策を実施

1. フランス銀行およびフランス政府は、今次大統領選挙での保革逆転を契機とする為替市場の混乱に対処するため、5月中、以下のフラン防衛策を実施した。

(1) 市場介入金利引上げ

フランス銀行は、TBに対する売戻し条件付買オペ(オペ期間7日)金利を5月中4度にわたり引上げた(計9.5%<12.5→22.0%>)。同金利の推移は下記のとおり。

変更前 5/6 5/12 5/15 5/25以降

12.5%→13.5%→16.0%→18.0%→22.0%<既往ピーク>

(2) 預金準備率引上げ等(注)

イ. 預金準備率引上げ(5月16日実施、資金吸収額約60億フラン)

要求払預金 4.5→5.5%

定期性預金 0.5→1.0%

ロ. 非居住者預金に対する準備義務の解除(5月21日実施、従来準備率は5.0%、資金解放額約12億フラン)

(注) 預金準備率の変更は、昨年11月、マルク支援措置の一環として行われて以来のもの(55年12月号「要録」参照)。

(3) 為替管理の強化(注)

フランス政府は5月21日、以下の為替管理強化措置を発表、翌22日以降実施した。

イ. 輸入先物カバー期間の短縮……現行の最長2ヵ月を同1ヵ月に短縮。ただし、一次産品輸入にかかる先物取引については同3ヵ月(従来は無制限)。

ロ. スポット輸入決済における外貨保有期間の短縮……現行の8日間から2営業日に短縮。

ハ. 輸出代金のフラン転換促進……輸出業者に対し、輸出代金として取得した、あるいは取得することとなっている外貨を船積み後1ヵ月以内(従来は仕向地到着後6ヵ月以内)にフラン転換することを義務付け(5月1日以降の船積み分より適用)。

なお、輸出代金の決済期間については現行どおり(仕向地到着後6ヵ月まで自由、それ以上については要許可)の規制を続けることになっているため、輸出業者は必要に応じ、当該外貨を先物で売却、あるいは売却に必要な外貨を借入れることができる。

ニ. 証券外貨制度の再導入……居住者の外国証券取得に対する外貨の供給を外国証券売却代金(証券外貨<devises-titres>と呼称)に限定する(1968年11月～1971年10月にも同様の措置を実施)。

なお、居住者による外国でのフラン建証券の売買は従来どおり自由。

ホ. 対外直接投資の制限……原則として、対外直接投資の75%を外貨借入でファイナンスすることを義務付け。また、対外投資の許可が免除される限度額を現行の5百万フランから1百万フランに引下げ。

(注) これらの措置の一部は、昨年6月発表の為替管理緩和策(55年7月号「要録」参照)を一部撤回するかたちとなっている。

2. 今次措置につき政府では、「国際的な高金利の下で現在フラン相場が被っている混乱は、フランス経済のファンダメンタルズや新政府の政策方針によっては正当化し得ないものであり、今次措置は、フランスの国際的義

務、とりわけEMSに対する義務を重視する立場にたつて、こうした一時的混乱からフランを守り抜くとの政策当局の決意を表明したものである」と説明している。またフランス銀行でも、「金融引締め強化が停滞局面にある実体経済に好ましくない影響を与えることは承知のうで、フラン防衛が急務であるとの判断により金利引上げに踏み切った」旨説明している。

◇フランスの大手市中銀行、3回にわたり市中貸出基準金利を引上げ

1. パリ国立銀行、クレディ・リヨネ等大手市中銀行は、5月14日、20日、22日の3回にわたり、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)の引上げ(計4.25%、12.75→17.00%)を実施した。なお、同金利は14日の引上げ以来既往ピークを更新中(従来ピークは本年3月3日<前回引上げ時>～9日の13.00%<10日に0.25%の小幅引下げ>、4月号「要録」参照)。同金利の推移は以下のとおり。

変更前	5/14	5/20	5/22以降
	12.75%	→14.75%	→15.75%→17.00%

2. 5月中の一連の貸出金利引上げにつき、関係銀行筋では、「フランス銀行の市場介入金利引上げ(注)等に伴うコール・レート急騰に対処したもので、状況が許し次第、緩和ないし解除する所存である」と説明している。

(注) 「要録」別項参照。

◇イタリア、対外支払取引保証金制度導入

1. イタリア政府は5月27日、国際収支改善策として対外支払取引に対する保証金制度の導入を決定、28日以降実施する旨発表した(なお、同制度導入は1974年5月、1976年5月に次ぎ3回目)。同制度の概要は以下のとおり。

(1) 制度の内容

5月28日以降、10月1日までの約4ヵ月間、対外取引価額の30%相当リラ額を外国為替銀行経由でイタリア銀行特別勘定に積立てる(無利息、凍結期間90日)ことを義務付ける。ただし、以下の取引は本制度の対象外とする。

イ. 穀物、原油および医療機器の輸入

ロ. 在外イタリア人への給与送金(ただし事務所経費を除く)

ハ. 在イタリア外国人の帰国送金(ただし1人5百万リラまで)および郷里送金

ニ. 輸出信用保険法に基づく信用供与

ホ. 船会社、航空会社の外貨口座への商品輸送料の振

込み

- へ、対外借入の返済および利息の支払
- ト、中長期金融機関からの政府間合意に基づく信用供与および輸出にかかる信用供与
- チ、為銀のインターバンク(外国を含む)為替取引に伴う支払
- リ、10万リラ以下の小口支払

(2) 積立資金調達に関する特例措置

イタリア銀行は、金融機関に対し、保証金積立要資にかかる貸出しにつき、その2分の1を現行貸出規制わくの対象外とする。

2. 本措置が採られた背景等は以下のとおり。

本措置は、これまでの金融引締め強化にもかかわらず国際収支と物価に目立った改善がみられない状況下、人為的コストアップにより輸入面から貿易収支の赤字縮小を図るとともに、保証金の積立でにより過剰流動性の吸収をねらったものである。なお、積立要資の調達に関して特例措置がとられたのは、本措置に伴う資金吸収(資金吸収額は3ヵ月後には約5.4兆リラに達する見込み)によって引締め効果が過度になるおそれもあるためである。

◇オランダ、総選挙を実施

オランダは5月26日、任期満了に伴う下院議員選挙を実施した。この結果、連立与党のキリスト教民主同盟、自由民主党が過半数を割り込んだが(150議席中74議席<改選前77議席>)、引続きキリスト教民主同盟を中心とする連立内閣が成立するものとみられている。また、野党では、労働党が大幅に後退した一方、中道左派のデモクラシー66が議席を倍増させたことが特徴。なお、新内閣成立までは、現ファン・アフト政権が暫定内閣として存続することとなる。

党派別議席数は別表のとおり。

	前回選挙 (77年)	今回選挙 (81年)
キリスト教民主同盟	49	48
労働党	53	44
自由民主党	28	26
デモクラシー66	8	17
急進党	3	3
共産党	2	3
その他	7	9
計	150	150

◇スイス中央銀行、貸出使用に事前申告制を導入

1. スイス中央銀行は、5月14日、市中銀行による中央銀行貸出の使用につき事前申告制を創設し、5月から実施する旨発表した。同制度の概要は以下のとおり。

- (1) 中央銀行貸出(再割引およびロンバート貸付)を定期的に利用している約40行を対象とする。
- (2) 対象行は、毎月初に当該月末における借入予定額をスイス中央銀行に申告するとともに、原則として予定額と同額の借入を行う義務を有する。

同行は、これまで再割引についてのみ各行から四半期ベースで予定額を聴取してきたが、これだけではマネタリーベース・コントロール上不十分なため、今回、対象を月末の振れが特に顕著なロンバート貸付にまで拡大するとともに、四半期ベースの申告から月ベースの申告に厳格化し、各行が月初に定めた借入予定額を遵守させることとしたものである。これによって各月末のマネタリーベース需要の予測がより容易となり、金融調節の円滑化に資するものと期待されている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合等を引下げ

1. ベルギー中央銀行は5月27日、公定歩合ならびに債券担保貸付金利の各1%引下げを決定、翌28日以降実施する旨発表した。同行の金利引下げは、4月中2回にわたる引下げ(4月16日および30日、各1%、5月号「要録」参照)に続くもので、これにより、3月末にベルギー・フラン防衛策として採られた緊急避難措置(公定歩合等の3%引上げ、4月号「要録」参照)は解除されたかたちとなった。新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 再割引歩合(公定歩合)……………13.0(14.0)
- (2) 債券担保貸付金利

貸付限度わく内の貸付適用金利……15.0(16.0)
 貸付限度わく外の高率適用金利……市場金利+2%
 を目途に中央銀行が適宜決定(従来どおり)

2. 今次措置につきベルギー中央銀行では、「4月中2回にわたる利下げにもかかわらずフラン相場が引続き安定裡に推移しているため、鉱工業生産や設備投資の低迷に対処すべく一段の利下げに踏み切ったもの」と説明している。

◇スウェーデン、第3次フェルディン内閣成立

スウェーデンでは、税制改革案をめぐる与党間の意見

対立(注)に伴い5月8日に総辞職した第2次フェルディン内閣(穏健・中央・自由の3党連立、79年10月発足)の後を受けて、5月19日、フェルディン前首相(中央党・党首)が再度首班に指名され、5月22日には、中央・自由党の2党連立による第3次フェルディン内閣が成立した。なお、今内閣の構成は、中央党10名、自由党7名、無所属1名。

主要閣僚は以下のとおり。

首相	Thorbjörn Fälldin(中央党・党首)
外相	Ola Ullsten(自由党・党首)
経済相兼予算相	Rolf Wirten
工業相	Nils G. Åsling
通商相	Björn Molin
法相	Carl Axel Petri
国防相	Torsten Gustafsson
社会相	Karin Söder

(注) 2月上旬発表された新経済政策の柱となっている税制改革案につき、中央、自由両党は野党(社民党)との政策合意を主張したのに対し穏健党はこれに反対していた。

アジアおよび大洋州諸国

◇湾岸協力会議発足

ペルシャ湾岸6か国の元首は5月25、26日、アブダビ(アラブ首長国連邦)で首脳会議を開催、各種域内協力の推進をうたった湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council:GCC)の基本憲章に調印した。湾岸協力会議の概要は次のとおり。

1. 構成国

アラブ首長国連邦、バハレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6か国。

2. 目的

本会議を通じて、経済、通商、文化、軍事などの分野で域内協力を促進しつつ、ペルシャ湾の集団安全保障体制を確立する。

3. 最高意思決定機関

6か国の元首で構成される最高会議(年2回開催)。

4. その他の機関

(1) 外相会議

年4回開催し、最高会議に対して、各種勧告を行うとともに、調査・研究結果などを報告。

(2) 仲裁委員会

最高会議の直属機関として各国間の紛争調停にあたる。

(3) 各種委員会

域内協力を具体的に推進するため、閣僚、実務家、専門家等で構成する5委員会(経済・社会計画、財政・通商協力、産業協力、石油、情報文化サービス)を設置する。また、これら域内協力のため総額60億ドルの共同投資基金を設立する。

(4) 事務局

常設事務局をサウジアラビアの首都リヤドに置き、初代事務局長にクウェートのビシャラ元国連代表を任命する。

5. 次期最高会議を本年11月リヤドで開催する。

◇韓国、1981年第1四半期のGNPを発表

韓国銀行はこのほど1981年第1四半期(1～3月)のGNP実績を発表した。これによれば同実質GNPは前年同期比+1.2%と、79年第4四半期以来5期ぶりにプラスの伸びとなった。これは80年中不振を続けた農林水産業部門が畜産や漁業の増産を主因にかなりの伸びとなったほか、鉱工業部門も3次に及ぶ景気浮揚策の奏効から輸出、公共事業関連業種を中心に徐々ながら生産の回復をみていることによるもの。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

		1979年	1980年 (暫定)	1981年 第1 四半期 (暫定)
G N P	総額	6.4	△ 5.7	1.2
	農林水産業	6.7	△ 22.0	7.9
	鉱工業	9.4	△ 1.2	2.9
	うち製造業	9.8	△ 1.2	3.1
	(軽工業)	6.2	2.0	2.4
	(重化学工業)	13.0	△ 3.9	3.8
G N E	社会間接資本	8.8	4.1	△ 0.1
	その他(サービス業等)	2.0	△ 5.3	△ 1.4
	個人消費支出	8.7	△ 1.1	1.2
G N E	政府の財貨・サービス 経常購入	△ 0.6	0.1	10.3
	国内総固定資本形成	9.7	△ 14.8	△ 10.3
	財貨・サービスの輸出 (控除)	△ 4.0	7.5	17.8
	財貨・サービスの輸入	8.8	△ 3.4	△ 2.3

(注) 1975年不変価格による。

◇韓国、産業合理化および投資奨励策を発表

韓国政府は4月3日、「産業合理化および投資奨励策」を発表した。今次措置は昨秋来の景気回復基調の中で、依然低迷を続けている民間設備投資(国内総固定資本形

成、81年1～3月前年比△10.3%の喚起をねらって採られたもので、長期低利の設備資金供給と投資減税を主要内容としている。

その概要は次のとおり。

- (1) 設備資金に充当されている短期貸出金を長期貸出金に転換し、設備資金の長期安定化を図る。
- (2) 輸出産業および中小企業の設備更新、増設投資に要する資金を低利(年利15%)で融資する(融資総額はそれぞれ2,000億ウォン、1,500億ウォン、ただし、増設投資の場合は最近の稼働率が70%以上の企業に限定)。
- (3) 中小企業を対象とする投資税額控除を大企業にも適用する(税額控除率は投資額の10%、ただし適用期間は82年6月末まで)。
- (4) 企業の金利負担を軽減するため、一般貸出しに比べ割高な当座貸越、社債等の金利のほか短期金融会社の調達・貸出金利も引下げる。

(注)

	現行	改正	引下げ幅
当座貸越金利	21.5～22.0%	20.5～21.0%	1.0%
社債発行金利(3年)	23.5〃	22.5〃	1.0〃
短期金融会社金利			
手形発行(90日)	16.3520〃	15.6950〃	0.6570〃
手形割引(90日)	23.1045〃	21.1045～21.6045〃	1.5～2.0〃

◇香港、銀行条例および預金取入れ会社条例を改正

香港では5月27日、銀行条例(Banking Ordinance)および預金取入れ会社条例(Deposit Taking Company Ordinance)を改正、6月1日から施行した。今次措置は昨夏来当局が進めてきた一連の金融制度改革(註1)の総仕上げとして実施されたもので、金融機関の健全性向上や金融秩序の維持等により香港金融市場の発展を企図したものである。

(註1) 80年7月金融統計条例を制定し、金融機関に対して資産・負債計数の詳細報告を義務づけたほか、同年12月、香港銀行協会を法制化して預金金利協定等に強制力を賦与した。

今次条例改正の主要点は以下のとおり。

(1) 金融機関分類の変更

従来登録だけで設立できた預金取入れ会社(DTC)を政庁の免許を要するもの(免許預金取入れ会社、Licensed DTC)と登録のみでよいもの(登録預金取入れ会社、Registered DTC)に区分し、金融機関の業務分野をそれぞれ次のように定めた。

- イ. 銀行……期間、金額の制限なく預金の受入れが可能。
- ロ. 免許預金取入れ会社(註2)……預金受入れ期間には規制がない(ただし当座・普通預金は

従来通り不可)が、1件当たり50万香港ドル未満の預金受入れは禁止。

- ハ. 登録預金取入れ会社……1件当たりの預金受入れ最低金額は5万香港ドル(従来同様)。

ただし3か月未満の預金受入れは禁止。

(註2) 免許預金取入れ会社の認可取得条件は、①払込み資本金1億香港ドル以上、②預金取入れ会社として3年以上営業を行っていること、③香港および国際金融市場で良好な評価を受けていることなど。

(2) 金融機関の健全性強化

イ. 自己資本の充実

- (イ) 銀行……最低払込み資本金額を現行の10百万香港ドルから1億香港ドルに引上げるとともに自己資本金(払込資本金プラス準備金)も最低2億香港ドル以上に引上げる(現行20百万香港ドル)。

- (ロ) 預金取入れ会社……最低払込み資本金を現行の2.5百万香港ドルから10百万香港ドル(免許預金取入れ会社の場合は1億香港ドル)に引上げる。また新たに準備金の積立て義務を法制化するとともに、自己資金を20百万香港ドル以上保有することを義務づける。

ロ. 役員貸出規制の強化

- (イ) 銀行……無担保役員貸出等の総額を自己資本の25%から10%に減額する。
- (ロ) 預金取入れ会社……同上(ただし、役員およびその親族に対する無担保貸出は禁止)。

◇香港、銀行ライセンスの発給再開を発表

香港政庁は5月27日、外銀に対する銀行ライセンスの発給を再開するとともに、地場優良大手預金取入れ会社(Deposit Taking Company)の銀行転換を許可していく旨発表した。今次措置は、同日、銀行条例等が改正され(「要録」別項参照)、昨夏来の金融制度改革が一応終了したことを踏まえて採られたもの。

新たなライセンス発給条件は次のとおり。

(1) 外銀の支店進出条件

- イ. 本国で当局による金融機関監督が十分行われている国の銀行で、かつ本国当局がその香港支店設置に反対していないこと(前回<79年8月以前>発給時と同条件)。
- ロ. 申請銀行の資産総額は100億米ドル超であること(前は30億米ドル超。なお、同規準については今後毎年見直す予定)。
- ハ. 当該国と香港が銀行の進出につき相互主義的な

(reciprocal)関係にあること(前回と同条件)。

なお、具体的には、上記条件に加えて、当該国からの既進出行数、各国別バランス、当該国と香港との通商関係の強さ等を考慮して政庁が許可する。

(2) 地場預金取入れ会社の銀行転換条件

イ. 免許銀行の子会社ではない香港法人で、払込資本金が1億香港ドル以上であること。

ロ. 預金受入れ業務を10年間以上継続しており、かつ預金取入れ会社として登録されていること。

(3) 一般大衆預金を15億香港ドル以上保有し、総資産額は20億香港ドル以上であること。

ただし、上記基準を満たす場合でも、資産・経営内容によっては転換申請を拒否することがありうる。

◇シンガポール、81年賃金ガイドラインを発表

シンガポール賃金評議会(NWC, National Wage Council)は5月19日、81年の賃金引上げを14~18%とし、7月から実施する旨の勧告案を発表した。

今回の勧告は、79年以来実施してきた高賃金政策(知識集約型産業への構造転換や他のアジア中進国との賃金格差是正等をねらって79年、80年各+20%の賃上げを勧告)を来年度から「通常のペースに戻す」(Goh 商工相)という事情もあって賃上げ率を前2年に比べやや低めに抑えているほか引上げ率に幅をもたせ最終決定を労使交渉にゆだねている点が特徴。今回の勧告の主な内容は次のとおり。

- ① 賃上げガイドラインを月額賃金の6~10%プラス32シンガポールドルとする(平均賃金<535シンガポールドル>ベースでは14~18%の賃上げ率)。
- ② 特に勤務成績が良好な者(各企業の労働者の15~20%)には1年間に限りさらに2%を上積みする。
- ③ 勤務成績不良者および当該企業就職後1年未満の者は適用対象外とする。
- ④ 中央積立基金(Central Provident Fund(注))の労働者分担金を月額賃金の18.0%から22.0%へ引上げる。

(注) 労働者の年金財源として、企業と労働者の双方が積立てる基金。

◇インド、公定歩合および支払準備率を引上げ

インド準備銀行は5月26日、公定歩合と支払準備率を引上げ、それぞれ6月1日と7月31日から実施する旨発表した。

これは、物価が更年後騰勢を強めていること(消費者物価、前年比、80年10~12月+10.5%→81年1~2月

+12.0%にかんがみ、商業銀行の貸出を抑制しマネーサプライの増勢(M₃、前年比、80年6月+14.2%→11月+16.4%)を抑えることをねらってとられたもの。なお、市中預貸金金利は据え置かれた。その概要は次のとおり。

(1) 公定歩合の引上げ

6月1日以降公定歩合を現行の年利11%(80年7月2%引上げ)から同14%に引上げる。もっとも、輸出手形の再割については輸出促進のため同10%から同9%に引下げる。

(2) 支払準備率の引上げ

7月31日以降現行の6%から6.5%に引上げ、9月11日以降7%に引上げる。これによりインド準備銀行は11月までに40億ルピーの資金を市中から回収することを企図している。

◇豪州、行政機構改革措置を発表

豪州のフレーザー首相は4月30日、約350項目にのぼる行政機構改革措置を発表した。これは、「小さな政府」を標榜して昨年11月閣内に設置された連邦行政機構改革委員会(委員長・リンチ商工相、通称“Razor Gang”)の答申を受けて行われたもの。今回の措置は、今後2年間に行政機構の簡素化、人員削減、補助金の整理等により560百万豪ドルの歳出削減を、また税額控除率の引下げ、連邦資産の売却などにより130百万豪ドルの歳入増を計画している。

今次措置の主な内容は次のとおり。

(1) 人員削減

行政機構の縮小、州や民間への連邦機構の移管などにより、16~17千人の人員削減を行う。

(2) 行政機構の縮小

物価調整庁、造船庁等を廃止。また教育委員会、商取引委員会、産業援助委員会等の業務を縮小。さらに対日関係機構についても、対日常設委員会、対日関係協議委員会および豪日交流基金の重複機能を整理する。

(3) 連邦機構の州・民間への移管

イ. 州への移管事業

公共輸送サービス、保健(公共病院の管理・運営等)、教育、土壌保全等の一部。

ロ. 民間への移管事業

政府工場、郵便システム、保険サービス等の一部を民間に移管する。またすでに民間と共同で行っている印刷、造幣、住宅、建設等の政府業務につき民間の役割を増大させる。

(4) 税額控除率の引下げ

設備投資額に対する税額控除率を81年4月30日以降20%から18%に引下げる。

(5) 国有資産の売却

遊休国有地、国有林、国内航空ターミナル、羊毛検査所、兵器工場等の売却を検討する。

◇豪州、銀行合併の動き活発化

豪州大蔵省は6月15日、5月中に相次いで発表された2件の大型銀行合併申請を正式認可した。この結果、豪州の商業銀行は、純民間商業銀行(6行^(注)→4行)、連邦政府100%出資の Commonwealth Banking Co. および州立商業銀行(3行)、小切手支払銀行(3行、うち外銀2行)の11行となった。

1. 合併行は次のとおり(資金量は81年3月末現在、順位は純民間商業銀行中)。

(1) Bank of New South Wales(BNSW)

—資金量111億米ドル(第1位)、本店所在地シドニー

Commercial Bank of Australia(CBA)

—資金量39億米ドル(第4位)、本店所在地メルボルン

合併案では BNSW が CBA を吸収する形で、CBA 株を1株につき BNSW 株2株プラス1.5豪ドルで買取る。

(2) National Bank of Australasia(NBA)

—資金量60億米ドル(第3位)、本店所在地メルボルン

Commercial Banking Company of Sydney(CBC)

—資金量38億米ドル(第5位)、本店所在地シドニー

合併案では NBA が CBC を吸収する形で、CBC 株の1株プラス無保証転換社債に対し NBA 株2株プラス1.75豪ドルで買取る。

(注) このうち、Australian Bank は昨年9月開業を認可され、本年中に営業を開始する予定。

2. 今次合併のねらいは、資金規模の拡大と経営の効率化にあるが、こうした動きの背景としては次のような最近における同国での金融環境の変化が指摘されている。

(1) 資源開発ブームを背景にマーチャントバンクの設立等を通じた外銀進出が活発化していること。

(2) 現在同国の金融制度等の見直しを行っている金融制度調査会(通称「キャンベル委員会」)が本年9月に予定している最終答申で、外銀活動の規制^(注)緩和を提案するものとみられていること。

(3) 同国経済の国際化に伴い海外進出基盤を強化する必要があること。

(注) 豪州政府は現在、国内での外銀活動を Bank of New Zealand と Banque Nationale de Paris の2行にのみ認可。